

## さくら山王集会所使用規則

制定 平成 5年 5月 17日  
改定 平成 12年 4月 1日  
改定 平成 16年 4月 18日  
改定 平成 20年 11月 22日  
改定 令和 2年 4月 12日  
改定 令和 6年(2024年)10月 1日  
改定 令和 8年(2026年)6月 9日

### (目的)

第 1 条 本使用規則は、さくら山王自治会規約第51条の規定に基づき、さくら山王集会所(以下「集会所」という)を適切且つ円滑に管理運営することを目的とする。

### (運営委員会の設置と規則の改廃)

第 2 条 本使用規則を運用するに当たり、さくら山王集会所運営委員会(以下「運営委員会」という)を設け、運営委員会が集会所の管理運営を行う。

- 2 運営委員会は役員会で構成し、運営委員長はさくら山王自治会規約第12条で選出された自治会副会長が、運営副委員長は施設部長が就任する。
- 3 運営委員会は、自治会会員および地域住民に集会所を使用させることができる。
- 4 運営委員会は本使用規則の改廃を発議することができる。改廃は班長会の決議をもって承認される。

### (防火管理者等の届出)

第 3 条 管理権原者である自治会会長は、消防法第8条に規定する防火管理者を自治会会員の中から選任し、佐倉消防署長に届け出る。

- 2 管理権原者である自治会会長は、防火管理者に消防法第8条に規定する消防計画を作成させ、佐倉消防署長に提出する。

また、消防計画に基づき消防訓練等を適切に実施するものとする。

### (使用目的と範囲)

第 4 条 集会所の使用目的と範囲を次のとおり定める。

- 1 自治会の会務・集会および地域住民の福祉・厚生活動のための集会等に使用するとき。
- 2 官公庁が公用で使用するとき。
- 3 特定の政党の利害のための集会ならびに特定の宗派および宗派を支持・支援する集会には使用できない。
- 4 公序良俗に反する集会、地域住民の利益に反する活動および集会中の者に迷惑を及ぼす集会には使用できない。
- 5 もっぱら営利を目的とする事業活動のためには使用できない。

### (使用の優先順位)

第 5 条 集会所の使用に関して、優先順位を次のとおり定める。

- 1 地域住民が葬祭を営むとき。
- 2 自治会が会務・集会を行うとき。
- 3 官公庁が公用で使用するとき。
- 4 地域住民の福祉、厚生活動を行うとき。
- 5 その他、運営委員長が使用を許可したとき。

### (使用時間)

第 6 条 集会所の使用時間は、午前8時から午後10時までとする。  
時間を延長する場合は、運営委員会の許可を得るものとする。  
その場合でも、午前0時以降の使用は原則として認めない。

(使用上の遵守事項)

第 7 条 集会所を使用するものは、施設の保全、衛生管理および安全管理に責任を持ち、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 使用責任者は「さくら山王集会所使用団体届」に記載された代表者または副代表者とする。代表者または副代表者が使用時に不在の場合は、代表者が使用責任者を指名する。自治会活動のために自治会員が使用する場合は、当該自治会員のうち一名を使用責任者とする。
- 2 使用責任者は、使用中における事故の未然防止に注意を払うこと。
- 3 使用責任者は、使用後、「さくら山王集会所使用点検表」に記載された点検を実施し、指定事項を記入する。
- 4 使用責任者は集会所に入場する際に、オートロックを解除して入場する。入退場時以外は玄関扉を閉め、扉がオートロックされることを確認する。
- 5 集会所に掲示する使用規則を遵守し、管理運営委員会から注意・指示があったときはこれに従う。特にキッチンの火器始末、エアコンや照明などの電源オフと室内清掃を励行し、外部から持ち込んだものはすべて持ち帰る。これに違反した使用団体・会は「さくら山王集会所使用団体届」の承認を取り消し、以後の集会所の使用を認めないことがある。
- 6 集会所の備品等を損壊または紛失した時は、使用責任者は直ちに運営委員長または副委員長に届け出る。その修復等に要する費用は、使用団体・会が負担する。

7 集会所の屋内及び敷地内は全面禁煙とし、またアルコール飲料の摂取も禁止する。なお、使用する団体・会が納会など特別のイベントを集会所で実施してアルコール飲料の摂取を希望する場合は、予め運営委員長の承認を得た上で、年2回を限度にこれを許可する。この場合は、騒音などで他の利用者の迷惑にならないよう注意し、持ち込んだ飲食物やごみは必ず持ち帰ることを条件とする。

(使用団体等の届出)

- 第 8 条 集会所を使用する原則 3 名以上の団体・会は、毎年4月又は結成時に団体・会の名称、代表者名、会員数、会の目的等を「さくら山王集会所使用団体届」に記載し、運営委員会に届出る。年度途中に記載事項に変更がある場合も、運営委員会に再提出する。
- 2 運営委員会は届け出事項を審査した上で、本使用規則に合致すれば当該年度の集会所の使用を承認して使用団体・会に通知する。

(施設使用届と受付)

第 9 条 集会所の使用届出および運営委員会の受付手順を次のように定める。

- 1 前条に定めた届け出と承認がある団体・会については、集会所予約システムにより使用場所と時間を予約することで施設使用届とする。予約システムの利用手順は別途「予約システム利用マニュアル」に詳述する。集会所使用後は備え付けの「さくら山王集会所使用点検表」に所定事項を記入・確認する。
- 2 前条の届出のない団体・会については、「施設臨時使用届」を運営委員長又は同副委員長に届けて、使用許可を受けるものとする。運営委員長または副委員長は使用許可する場合、提出された「施設臨時使用届」に署名・捺印し、

料金を徴収して、予約システムの予約入力を代行する。「施設臨時使用届はコピーを取って、原本は届け出者に戻す。

- 3 集会所の使用順位は原則として予約システムによる予約の先着順とするが、第5条に定める優先順位によって順位を変更することができる。その場合は運営委員長または副委員長に調整を依頼する。

(使用料の徴収)

第10条 運営委員会は集会所の利用者から次により使用料を徴収し、さくら山王自治会の本会計の「集会所使用料」として受け入れる。

- 1 ①自治会の会務・集会、②地域住民の福祉・厚生活動、および③官公庁等が公用で使用する場合は、無料とする。

なお、地域住民の福祉・厚生活動の団体・会が無料扱いを受けるには、第8条の運営委員会への「さくら山王集会所使用団体届」による届出に基づき、その目的や趣旨によって運営委員会が承認する。

- 2 前項以外で使用する場合は、運営委員会で定める使用料を徴収する。
- 3 使用料金は各部屋で定めており運営委員会が指示する方法で徴収する。

(鍵の保管管理)

第11条 運営委員会は集会所玄関鍵の暗証番号及び倉庫鍵を管理する。

- 1 運営委員会の許可なく暗証番号を自治会員以外に通知すること、倉庫鍵の複製を禁止する。
- 2 集会所を使用する自治会班長や団体・会の利便を図るため、集会所の玄関鍵の暗証番号を通知し、倉庫鍵の入ったキーボックスを用意する。

第12条 運営委員会委員長は第3条の(防火管理者等の届出)を除き、集会所の運営管理を運営委員会副会長に委任できるものとする。

付則

従来の規則(令和6年10月1日実施)は、廃止とする。

この使用規則は運営委員会において適宜改定作業を行う。

## さくら山王集会所裏庭使用規則

制定 平成 8年 8月 9日  
一部改定 平成16年 4月18日  
一部改定 平成20年11月22日  
一部改定 令和 2年(2020年) 4月12日

### (目 的)

第 1 条 さくら山王自治会は同会規約第51条の規定に基づき、さくら山王集会所裏庭(以下「集会所裏庭」という。)の的確、かつ、円滑なる管理運営を図るため、必要な業務を行う。

### (規則の運用)

第 2 条 本使用規則を運用するについては、さくら山王集会所使用規則(以下「集会所使用規則」という。)第2条の規定にあるさくら山王集会所運営委員会(以下「運営委員会」という。)がその任にあたるものとする。

2 運営委員会は、自治会会員および地域住民に集会所裏庭を使用させることができる。

### (集会所裏庭使用目的と範囲)

第 3 条 集会所裏庭の使用目的と範囲は、集会所使用規則第4条の規定を準用するものとする。この場合において、「集会所」とあるのは「集会所裏庭」と読み替える。

### (集会所裏庭使用の優先順位)

第 4 条 集会所裏庭の使用に関する優先順位は、集会所使用規則第5条の規定を準用するものとする。この場合において、「集会所」とあるのは「集会所裏庭」と読み替える。

### (集会所裏庭の使用時間)

第 5 条 集会所裏庭の使用時間は、集会所使用規則第6条の規定を準用するものとする。この場合において、「集会所」とあるのは「集会所裏庭」と読み替える。

### (集会所裏庭使用上の遵守および禁止事項)

第 6 条 集会所裏庭を使用する者は、施設の保全、衛生管理および安全管理に責任を持ち、次の事項を遵守しなければならない。

1 さくら山王集会所裏庭使用届(以下「裏庭使用届」という。)には、使用責任者を必ず記載する。使用責任者は、施設の使用にともなう一切の責任を負うものとする。

なお、使用責任者は、佐倉市に住所がある成人であること。

2 使用責任者は使用中における事故の未然防止に注意を払うこと。

3 未成年者だけの使用は禁止する。未成年者が使用する場合は、使用責任者が立ち合わなければならない。

4 敷地内は全面禁煙とする。

5 焚き火・バーベキュー等の火気使用は禁止する

6 人工芝のため、芝生上での火気使用および汚水等の放散を禁止する。

7 ゴミは家に持ち帰る。

(集会所裏庭使用団体等の届出)

第 7 条 集会所使用規則第8条の規定を準用するものとする。

この場合において、「集会所」とあるのは「集会所裏庭」と読み替える。  
なお、集会所の「さくら山王集会所の使用団体届」が出ている団体・会については、それを援用するので集会所裏庭の使用団体・会の届け出はされたものとする。

(集会所裏庭使用届の受付と使用報告書の提出)

第 8 条 集会所裏庭使用届出の運営委員会の受付および使用報告書の提出方法を次のとおり定める。

- 1 前条に定めた届出がある団体・会については、集会所備付けの「さくら山王集会所裏庭使用予約表」(以下「裏庭使用予約表」という。)に記入、「裏庭使用届」を備付けのファイルに綴じることにより運営委員会が「裏庭使用届」を受け付けたものとする。
- 2 前条の届出のない団体・会で、かつ、初めて使用する者は前号と同様の「裏庭使用予約表」に記入した後、「裏庭使用届」を運営委員会会長又は同副会長に提出して使用許可を受けるものとする。
- 3 集会所の使用順位は、集会所備付けの「裏庭使用届」の受付順とするが、集会所使用規則第5条に定める優先順位によって、順位を変更することができる。
- 4 使用責任者は、使用后、「さくら山王集会所裏庭使用報告書」の所定欄に記録し、運営委員会に速やかに提出する。

5 「施設予約表」は、運営委員会が使用予定日前月の定めた日に、翌1ヶ月分をまとめて開示する。

(使用料の徴収)

第 9 条 集会所裏庭の使用料は原則無料とするが、施設に修理を要する損傷が発生し、その損傷した団体・会が特定できる場合は修理費をその団体・会の使用責任者に請求するものとする。

(運営管理の委任)

第10条 運営委員会会長は、集会所裏庭の運営管理を運営委員会副会長に委任できるものとする。

付則

本規則は、平成9年8月9日から適用する。  
本一部改定規則は、平成16年4月18日から適用する。  
本一部改定規則は、さくら山王自治会規約第52条の定めにより改定を行ったものであり、平成20年11月22日から適用する。

- \* 次の内容は、玄関脇に備え付けをします。  
なお、変更等につきましては、玄関脇に掲示します。
1. さくら山王集会所裏庭使用届【第6条関連】
  2. さくら山王集会所裏庭使用予約表【第8条関連】
  3. さくら山王集会所使用報告書【第8条関連】